

# 平成30年第4回紀の川市議会定例会 第1日

平成30年11月29日（木曜日） 開 会 午前 9時28分  
散 会 午前11時38分

---

## ◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号））  
報告第 9号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第2号））  
議案第134号 教育委員会委員の任命について  
議案第135号 長田竜門財産区管理委員の選任について  
議案第136号 工事請負契約の締結について（粉河クリーンセンター施設解体工事）  
議案第137号 工事請負契約の締結について（粉河ふるさとセンター調光設備改修工事）  
議案第138号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第139号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について  
議案第140号 紀の川市斎場条例の廃止について  
議案第141号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について  
議案第142号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について  
議案第143号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について  
議案第144号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について  
議案第145号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について  
議案第146号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第2号）について  
議案第147号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）

について

- 議案第148号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第149号 指定管理者の指定について（紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所）
- 議案第150号 指定管理者の指定について（紀の川市青洲の里）
- 議案第151号 指定管理者の指定について（ハイランドパーク粉河）
- 議案第152号 指定管理者の指定について（紀の川市農村交流施設）
- 議案第153号 指定管理者の指定について（紀の川市桃山産業振興館）
- 議案第154号 指定管理者の指定について（紀の川市細野溪流キャンプ場）
- 議案第155号 指定管理者の指定について（紀の川市ふるさと産品展示場）
- 議案第156号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第157号 紀の川市道路線の認定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	6番 太 田 加寿也	7番 石 脇 順治
8番 並 松 八重	9番 中 村 まき	10番 大 谷 さつき
11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之	13番 高 田 英亮
14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久	16番 村 垣 正造
17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明	19番 石 井 仁
20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則	22番 坂 本 康隆

○欠席議員（1名）

5番 中 尾 太久也

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀

農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

---

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

---

（開会 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

議員各位には、平成30年第4回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、5番 中尾太久也君より病氣療養のため、本定例会の会議を全て欠席したい旨の届け出がありましたので報告いたします。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回紀の川市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（坂本康隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番 中村まき君、10番 大谷さつき君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、会期の決定ついてを議題といたします。

去る11月19日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの23日間に決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

報告1、去る10月24日から26日の3日間、総務文教常任委員会が視察研修を行い

ましたので、その概要を総務文教常任委員会委員長から報告をしていただきます。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教委員会、行政視察研修報告をさせていただきます。

当委員会は、10月24日、25日、26日の3日間、山梨県笛吹市、北杜市及び静岡県静岡市へ視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、山梨県笛吹市では、「ふるさと納税について」視察研修を行いました。

笛吹市は、平成16年に5町1村が合併し、人口約7万人、首都東京からほぼ100キロ圏で、甲府盆地の東寄りに位置するフルーツ類の栽培が盛んな紀の川市と本当に類似した市であります。

笛吹市のふるさと納税は平成20年度から開始し、日本一の生産量を誇る桃、ブドウを中心としたフルーツ類、豊富なブドウからつくられるワイン、また関東有数の石和温泉などの観光資源を生かし、春から夏にかけてのフルーツ、秋のワイン、冬の石和温泉など春夏秋冬を感じさせられるような魅力ある返礼品で市をPRしておりました。

また、新たな商品開発として、ワインづくり・ブドウ狩り等の体験型、空き家の見回り、お墓の掃除等アイデアに富んだ返礼品の商品開発も行っており、平成20年度から年々寄附金が増加し、平成29年度の寄附金額は約1億8,000万円の実績を上げておりました。

寄附金の使途としては、日本一の桃源郷の保全と活性化ということで、農業・景観・文化振興が全体の約24%、未来に羽ばたけ！ふえふキッズを応援しようということで、子育て・教育が約20%となっておりました。

また、総務省から返礼率3割や返礼品を地場産品に限るなどの見直しについては、返礼率3割は遵守し、地場産品についても見直しを行い、ただ単に物を送るだけでなく、観光体験などの魅力ある品を通して実際に笛吹市へ足を運んでもらい、交流人口の増加を図り、いずれは移住、そして定住へつなげていきたいとのことでした。

次に、山梨県北杜市では、「移住・定住対策・空き家対策」について視察研修を行いました。

北杜市への平成29年度の移住者数は854人、移住世帯数は487組、主な移住世帯の内訳は、県外から361組、県内ほかの市町村から105組、海外からが21組と非常に多くの方が転入している市であります。

移住・定住相談の対応として、移住・定住相談窓口の設置、北杜市移住定住相談員を配置し、移住・定住相談員は地域に精通した職員のOB等8名と移住者2名で構成され、移住希望者と地域をつなぐ橋渡し役として、空き家バンク現地見学会、移住セミナーや就職ガイダンスにも同行されるそうです。

住まいに係る支援としては、子育て世代には、北杜市子育て世代マイホーム補助金制度、子育て支援住宅の整備などを行い、また北杜市お試し住宅として市営住宅を活用し、北杜

市で生活を体験できる機会を提供する事業や、空き家の有効活用と地域活性化を図る目的から空き家バンク制度を市で設置し、補助制度としては空き家バンクに登録された空き家を対象に、賃貸しや売却するのにネックとなる家財道具の処分や清掃に係る費用を、また補助する北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助事業などを実施し、積極的な移住・定住対策を行っておりました。

また、他府県との連携として、八ヶ岳圏域に位置する長野県富士見市、原村と平成27年にそれぞれ八ヶ岳自立圏の形成に関する協定を結び、定住に必要な生活機能を確保し、人材の誘導を促進するために定住自立圏の形成に取り組んでおりました。

次に、静岡県静岡市では、「静岡型小中一貫教育について」視察研修を行いました。静岡型小中一貫教育とは、小学校と中学校の「たてのつながり」と学校と地域の「よこのつながり」を強化した9年間の一貫教育のことで、平成30年度から平成34年度からの全市一斉スタートに向け、数々な準備を行っておりました。

施設については、中山間地の一部を除き、基本、今ある小学校と中学校の施設はそのまま、小中一貫教育を進めていくとのことでした。

次に、四つの視点に取り組むとして、一つ目が、学校の教育目標などを小学校・中学校で共有する。二つ目が、9年間の連続性・系統性のある教育を実施するとして、英語力の向上・学習スタイルの共有などの取り組みを行う。三つ目が、小学生と中学生の交流や教職員が協働する教育を実施するとして、小中合同授業・ICTを活用した交流。四つ目として、地域と連携した教育を実施するとして、地域の生涯学習施設主催講座への参加・地域防災訓練への参加など四つの視点を踏まえ、9年間を見通した教育を展開していくとのことでした。

また、地域社会や世界で活躍する「グローバル人材」を育てるために、静岡市ならではの特色ある教育に取り組むとして、一つは、地域や静岡市に愛着と誇りを持ち、社会や世界に広く目を向けることができる子どもを育てるため、静岡を題材として地域に特化したお茶・しずまえ・防災・オクシズ・海洋文化・歴史文化の6分野を「しずおか学」として総合的な学習の時間を使い、6分野の中から一つ以上を選択して学ぶとのことでした。

もう一つは、聞く力・話す力を高め、自分と異なる文化を持つ外国の方々をつながる力を育てるため、「英語力の向上」についても取り組んでいくとのことでした。

そういう特色を小中一貫教育の中へ位置づけるということによって、世界で活躍する静岡人を育てていこうというふうに考えているとのことでした。

以上で報告を終わりますが、今回の研修資料は事務局に保管しておりますので、よろしければ参考にしてください。

以上で、総務常任委員会の行政視察研修の報告を終わります。

○議長（坂本康隆君） 報告2、去る10月10日から12日の三日間、厚生常任委員会が視察研修を行いましたので、その概要を厚生常任委員会委員長から報告していただきたいと思っております。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（登壇） おはようございます。それでは、厚生常任委員会の視察報告を行わせていただきます。

当委員会は、10月10日から12日の三日間、広島県呉市、愛媛県新居浜市、香川県坂出市で視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、呉市では、「おいしい減塩食で健康生活事業」について研修を行いました。

もともと呉市は、保健所設置市であり、市単独で保健事業ができていましたが、中核市となり、ますますいろいろな事業ができる状況であるとのことでした。

このような状況の中で、2012年に呉市で「減塩サミット」が開催されたことや、生活習慣病の主な疾患での死亡率が、広島県内及び全国で1位となっている現状を踏まえ、健康増進計画と食育推進計画に基づき、「減塩」に着目して当事業を実施しているとのことでした。

「はじめよう！減塩生活」をキャッチフレーズに、1日の食塩摂取量8グラム未満を目標値に設定し、食の基本・食を通じての健康づくり・食を通じての地域づくりの3本柱を重点項目として、市民全体に対して、「減塩いいねキャンペーン」を実施し、啓発活動からスタートし、減塩Tシャツを実費で作成し、現在は毎週金曜日、毎月19日の食育の日、各種イベントのときに着用して啓発しているとのことでした。

啓発の内容としては、とにかく市民の方に、なぜ減塩をしなければいけないかという理由を理解してもらわなければならないと推進ができないので、いろいろなイベントや各種教室などに出向き啓発を行ってきた結果、大分浸透してきたとのことでした。

また、保健所や教育委員会も巻き込んで減塩の授業を行い、その日の給食は減塩メニューに連動させるなど、子どもから大人までつながる授業を行っているとのことでした。

しかしながら、まだまだ課題も多く、今後はヘルシーグルメレストランへの民間協力や企業連携を考えているとのことでした。

担当当局だけでなく、職員全体、市民の「減塩」に対する意識が高いことを感じました。

次に、新居浜市「エンゼルヘルパー派遣事業」についての研修を行いました。

新居浜市は、昔から工業・化学・重機械・建設業などの産業が発展したことによる転勤族が多い土地柄から、身内がそばにいない家庭を対象にこの派遣事業を平成26年から始めたとのことでした。

この事業は、訪問型自立支援事業を実施している障害者自立支援事業者に委託しており、援助内容は、家事に関することと育児に関することで、保護者と子どもが一緒にいる場所でのサービスの提供が原則で、病児・病後児の家庭や車での送迎、金融機関への金銭の出し入れは行わないこととし、1時間500円で1回2時間以内とし、交通費については別途必要で10回を限度とし、利用できる対象者は、妊娠している方、母子手帳の交付を受けていることが必要です。産後6カ月以内で、その乳児を自宅で養育される方、多胎児の場合は12カ月以内、就学前の児童を養育し、かつ病気や体調不良で日中家族などの支援

がなく、家事・育児が困難な方で、これに当てはまらない場合には、やむを得ない理由があると認められる場合は臨機応変に対応しているとのことでした。

ヘルパーへの派遣を希望する場合には、まず登録申請が必要で、登録しても利用しない方もいるが、最後の砦として、お守りがわりに考えてもらえればという考えのもと実施しているとのことでした。核家族化が進んでいる中、このようなサービスを利用することにより、育児のストレスや虐待などの見守りも兼ねられる事業であると感じました。

次に、坂出市では、「認知症初期チームによる取り組み（認知症カフェ）」について研修を行いました。

認知症ケアについては、県下で初めて対策に取り組んできましたが、これまでは危機対応・問題対応型であったが、これからは早期・事前対応型へシフトをしているとのことでした。

この取り組みは、「認知症施策推進総合計画」の「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」という基本に基づき、認知症への理解を深めるための普及・啓発、医療・介護等の提供など環境の整備を行っているとのことでした。

例えば、認知症サポーターの育成と活動支援として、認知症サポーター養成講座やフォローアップ研修を、市職員を初め、小・中学校や企業、また老人会などの団体や子育て世代の集まる場所などで定期的に開催しているとのことでした。

養成講座は、講義形式ではあるが、その中には高齢老人の疑似体験もあり、手袋をしてボタンかけをしたり、車いすに乗ったりして、また押したりして感想などを話し合ったりという内容になっているとのことでした。

また、発症予防の推進として、運動教室やアンチエイジング教室など、認証の内容に応じた適時・適切な医療や介護の提供も行っており、早期診断・早期対応のための体制整備として、物忘れ検診として、70歳以上の方を対象にして調査票を送付し、回答された方の診断を行い、それぞれの状況に応じた対応をしているということであり、未回答の方については、戸別訪問をして調査票の回答をもらっているということでした。その回答をもとに、主治医や支援チームと連携して対応を行っているとのことでした。このほかにも、見守り事業や認知症カフェの設置・普及など、介護者の負担軽減につながる支援も充実していました。

認知症初期支援チームには、保健師、社会福祉士、作業療法士、サポート医、看護師、介護福祉士がおり、家族や近隣住民、民生委員、警察などの相談を受けた場合、訪問や会議を経て、初期集中支援を行っていくという流れでした。

また、年に1回「さかいで介護の日」を開催しており、体験コーナーなどを展示して啓発をしているとのことでした。

認知症カフェについては、福祉事業所やデイサービスセンター、地元の飲食店や病院など市内7カ所があり、認知症の方やその家族が専門職、例えば、介護福祉士や看護師など



に相談したり、情報交換や地域住民と交流できる場所となっており、それぞれの認知症カフェの担当者会も開催しており、運営上の課題などの意見交換を行っているとのことでした。

市だけでなく、地域全体できめ細やかな対応がされていると感じました。

以上で報告を終わりますが、今回の研修資料は事務局に保管しているので、よろしければ参考にしてください。

終わります。

○議長（坂本康隆君） 続いて、報告3、去る10月3日から5日の三日間、産業建設常任委員会が視察研修を行いましたので、その概要を産業建設常任委員会副委員長から報告をしていただきたいと思います。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（登壇） 産業建設常任委員会、行政視察研修報告をさせていただきます。

当委員会は、10月3日から5日までの3日間、群馬県太田市、富岡市及び川場村にある道の駅川場田園プラザで視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

なお、委員長が病氣療養中で欠席のため、紀の川市議会委員会条例第11条第1項の規定により、副委員長の私が報告させていただきます。

まず、太田市、富岡市では、下水道事業を初めとする両市の汚水処理事業の状況や市町村設置型浄化槽事業の取り組みについて研修を行いました。

太田市は、昭和41年度から公共下水道事業の建設に着手し、「単独公共下水道」、「流域関連公共下水道」、そのほか「農業集落排水処理施設」、「コミュニティプラント」、「浄化槽整備事業」に取り組みされてきました。また、「浄化槽整備事業」のうち、市が浄化槽の設置主体となり維持管理も行い、利用者は分担金と使用料を負担する「戸別浄化槽事業」は、多額の設備投資と維持管理費を要する農業集落排水処理施設の代替事業として展開されていました。

一方、富岡市では、「単独公共下水道」はないものの、流域下水道については昭和58年度から事業着手し、ほかの汚水処理事業は太田市と同様でありました。しかしながら、公共下水道事業では、整備区域を810ヘクタールから375ヘクタールに大幅に縮小し、代替として、公共下水道、農業集落排水、コミプラを除く市内の全域を対象に市町村設置型合併処理浄化槽事業を展開していました。この市町村設置型合併処理浄化槽の普及には積極的に取り組んでおり、平成28年度から平成32年度までの5年間は、重点期間として補助制度を拡充し、結果、平成28年度から平成29年度の汚水処理人口普及率の伸びも全国4位となっていました。

また、両市とも市町村設置型合併処理浄化槽には、公共下水道並みの処理能力を持つ高度処理型合併処理浄化槽を導入し、付加価値をつけるとともに、処理水の水質を考慮するなど、下水道事業を単純に広めるのではなく地域の特性を考慮し、できるだけ多くの市民

に快適な生活環境を与える考えのもと整備していると感じられました。

汚水処理事業については、集合処理の場合は自治体主導で計画的に施設整備を実施することができますが、浄化槽の場合は新規住宅着工件数や合併処理浄化槽への転換意思に左右され、たとえ市町村設置型であったとしても整備スピードをコントロールすることは困難となります。しかしながら、集合処理の維持管理は市が実施しているのに対し、浄化槽は個人での維持管理という不公平感に対しては、市町村設置型合併処理浄化槽では是正できる要因があります。

市町村設置型合併処理浄化槽については、メリットとして、災害に強く建設費も安価であり、また維持管理も徹底されますが、デメリットとしては、私有地に市の施設が設置されている点や、市の事務負担や人件費などのコスト増加を上げられていました。しかしながら、太田市では、公共下水道、農業集落排水事業、コミプラ、市町村設置型浄化槽の全ての使用料が統一されており、住んでいる地域の違いによる不公平感の是正と料金徴収体制の負担軽減につなげていました。

いずれにしましても、公共下水道の整備地域でありながら全く見通しの立っていない地域に対する早急な対応、環境面、加えて今後必ず訪れる「維持管理の時代」には、老朽化した施設の改修や更新も必要になってくることが予測されます。

上位計画である県の計画との整合性を考慮し、また安易に計画変更するのではなく、既成のメニューもよく検討し、さらに新たな整備方法も研究することが肝要であると感じました。

次に、田園プラザ川場では、道の駅の整備について研修を行いました。

道の駅川場田園プラザは、平成16年から5年連続で関東のユーザーが選ぶ好きな道の駅で1位を獲得するほどの人気であり、5万平方メートルの広大な敷地には、他所にない豊かな田園風景と魅力ある地域特産品があふれていました。ドライブの途中にちょっと立ち寄るところという道の駅に対するイメージに反して、買い物や飲食できる建物が複数あるため回遊することができ、さらに子ども達が遊べる広場やゆっくり休むことができる木陰など、滞在型の目的地となるよう魅力ある空間づくりに努めていた。

人口約3,300人の村で、施設の年商は約20億円、雇用はアルバイトを含め約150名、ファーマーズマーケットの出荷登録農家は約400名と、地域経済や地域の活性化への効果は大きく、村づくりの基本路線である「農業プラス観光」の集大成の事業と位置づけ、東京都世田谷区との「縁組協定」による都市と農村の交流拠点として、また川場村の商業・情報・ふれあいの核であるタウンサイトの形成の場として機能させ、道の駅を目的地とするための新たなニーズを掘り起こしながら、年間利用者数約180万人を誘致しているとのことでした。利用者のリピート率も7割もあることから、施設の運営方針や施設づくりについて当市の道の駅づくりに参考としたいところでありました。

以上で報告を終わりますが、今回の研修資料は事務局に保管しておりますので、よろしければ参考にしてください。

以上で、産業建設常任委員会、行政視察研修の報告を終わります。

○議長（坂本康隆君） それでは、報告4、市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、市長の専決処分事項報告の提出があり、お手元に配付しておりますので御了承願います。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、紀の川市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書の提出があり、お手元に配付しておりますので御了承願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、「例月出納検査の結果報告」、地方自治法第199条第9項の規定により「定期監査の結果報告」等があり、お手元に配付しておりますので御了承願います。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりですので御確認いただきたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）） から  
議案第157号 紀の川市道路線の認定について まで

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号））から、議案第157号 紀の川市道路線の認定についてまでの26件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成30年第4回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず御参集をいただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました26案件の提案理由を説明申し上げます。

まず、専決処分に係る報告ですが、報告第8号及び報告第9号は、平成30年度紀の川市一般会計及び平成30年度紀の川市池田財産区特別会計の補正に係るものであり、議会を招集する時間がなく、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

次に、人事に係る案件になるわけで、議案第134号は、教育委員会委員の任期満了に伴う委員1名の任命について、議案第135号は、長田竜門財産区管理委員の欠員に伴う新たな選任について、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第136号及び議案第137号の2議案につきましては、工事請負契約の締結に係る案件でございます。

続きまして、条例に関する議案になりますが、議案第138号から議案第140号の3議案で、紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定、また紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正、さらには紀の川市斎場条例の廃止、それぞれ所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第141号から議案第148号の8議案についてであります。平成30年度各会計における補正予算に係るもので、事業執行上緊急を要する事業や事業執行における過不足の調整などを中心に所要の措置をお願いするものであります。

次に、議案第149号から議案第155号の7議案については、公の施設に係る指定管理者の指定について。

次に、議案第156号及び議案第157号の2議案については、寄附により取得した開発道路及び既存道路を紀の川市市道路線として認定するものであります。

以上、議案の概要を申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 続いて、補足説明を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案書の1ページ、2ページをごらんください。

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて。

平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

紀の川市では、本年8月に発生しました台風20号、9月に発生しました台風21号により大きな被害を受けました。今回の補正予算では、被害を受けた保育所、学校では、一刻も早く対応し、安心して通園・通学ができるように、また被災した市道・他の公共・公用施設、山間地域に設置した光ケーブル網や排出された災害廃棄物のうち、紀の海広域施設組合で処理できないものの処理費用などに対し、早期復旧や対応を目指し予算措置するもので、国県支出金及び市債を財源として地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年10月5日に専決処分を行ったものでございます。

表題に、「平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）」と記載した別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,231万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306億9,064万4,000円とするものでございます。

第2条は、地方債補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入では、12款、分担金及び負担金、14款、国庫支出金、15款、県支出金、20款、諸収入及び21款、市債をそれぞれ増額しております。

3ページの歳出につきましては、2款、総務費において減額。

3款、民生費、4款、衛生費、6款、農林業費、7款、商工費、8款、土木費、9款、消防費、10款、教育費、11款、災害復旧費の該当事業及び4ページ、12款、予備費において、それぞれ増額の補正措置を行っております。

5ページをごらんください。

第2表、地方債補正につきましては、上段の文教施設災害復旧事業において、限度額3,700万円、その他公共施設・公用施設災害復旧事業において、限度額3,970万円を追加しております。

5ページ中段から6ページは、変更としまして、消防施設整備事業は6,980万円から210万円増額し、7,190万円に。公共土木施設災害復旧事業は1億3,060万円から2,560万円増額し、1億5,620万円に変更しております。

続いて、別冊の「平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）に関する説明書」の3ページをごらんください。

歳入について、主な補正内容を御説明申し上げます。

12款、1項、1目、農林業費分担金、小規模土地改良事業分担金120万円の増額は、小規模土地改良事業に係る地元分担金でございます。

20款、4項、1目、雑入3,640万円の増額は、建物火災保険において台風被害の対象となる事案の保険金の歳入見込み額の増額でございます。

21款、1項、市債において、6目、消防債210万円の増額。

同じく、8目、災害復旧債で1億230万円の増額は、それぞれの災害復旧に係る増額でございます。

続いて、歳出について、主な項目を御説明申し上げます。

5ページ上段をごらんください。

2款、1項、6目、財産管理費、庁舎管理事業1,316万5,000円の増額は、本庁舎西側庭園の倒木の処理及び南別館屋根部分の改修などに係る経費の増額でございます。

2款、1項、16目、基金費、基金積立事業1億7,070万円の減額は、今回の災害復旧の財源とするため、財政調整基金に積み立てを予定していた予算の調整による減額でございます。

同じく、5ページ中段、4款、2項、2目、塵芥処理費、災害廃棄物処理事業759万9,000円の増額は、被災された家庭から排出された瓦れきやスレートなど、紀の海広域施設組合では処理できない災害廃棄物の処理に必要な経費の増額でございます。

5ページ下段から6ページに記載の6款、1項、農業費において、合わせて994万2,000円の増額は、3目、農業振興費、農業資金制度資金利子補給事業で、生活営農資金の利子に係る利用者負担分について、県・農協・市が台風被害支援として市が負担する経費14万9,000円の増額です。

続いて、モモせん孔細菌病対策事業は、県補助事業として台風被害災害復旧分に係る経

費として600万円の増額。

4目、農業施設費、農業振興施設管理運営事業は、桃源郷運動公園学習体験館、青州の里管理運営事業は、春林軒などの被害箇所の修繕経費を合わせて79万3,000円の増額。

5目、農地費、小規模土地改良事業は、県補助制度を活用した水路改修に係る経費300万円の増額でございます。

次に、6ページ下段から7ページに記載の7款、1項、商工費において、合わせて243万1,000円の増額は、2目、商工振興費、工業団地維持管理事業で被災した桃山第1工業団地貯水槽の修繕経費、北勢田第2工業団地の倒木処理経費の合計141万8,000円の増額です。

4目、観光施設費、観光施設管理運営事業で、観光看板の修繕経費、倒木処理経費の合計80万7,000円などの増額でございます。

同じく、7ページに記載の8款、2項、4目、交通安全施設費、交通安全施設整備事業954万2,000円の増額は、被災したカーブミラーの撤去、復旧などに係る経費の増額でございます。

7ページ中段に記載の8款、4項、4目、運動公園費、運動公園管理運営事業1,028万5,000円の増額は、被災した市民公園、粉河運動場、桃源郷運動公園、陸上競技場などの施設修繕費用、倒木の処理経費、また桃源郷運動公園陸上競技場では、被災した倉庫の修繕経費と比較し、プレハブ倉庫の新設が今後の利用に有効であると判断し、新設に必要な経費の増額でございます。

8ページ中段から9ページに記載の9款、1項、消防費において、合わせて1,869万9,000円の増額は、3目、非常備消防費、消防団運営事業で、巡回や土のう積みなどに出動していただいた消防団の皆様への災害活動補助金160万円の増額。

4目、消防施設費、消防施設管理事業で、被災した消防施設の修繕に必要な経費149万1,000円、消防施設整備事業で、防火水槽の改修工事に必要な経費216万円、防災施設管理運営事業で、使用した備蓄物資の補充や避難所で使用した毛布のクリーニングに必要な経費など94万8,000円の増額です。

5目、水防費、水防事業で、土のう袋やブルーシートなど水防資機材の購入、排水機設の修繕に必要な経費350万円の増額でございます。

9ページ、中段をごらんください。

10款、2項、1目、小学校管理費、小学校施設管理事業2,960万6,000円の増額は、被災した13校の校舎、フェンスやプール、その他設備の修繕、改修工事に係る経費の増額でございます。

10款、3項、1目、中学校管理費、中学校施設管理事業122万3,000円の増額につきましても、被災した3校のフェンスやその他設備の修繕に係る経費の増額でございます。

10ページ、中段をごらんください。

11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費3,665万8,000円の増額は、土木施設災害復旧事業で、被災した市道3路線の復旧に係る経費2,330万円、運動公園災害復旧事業で被災した市民体育館、市民公園プール、粉河運動場の設備等の改修に係る経費1,335万8,000円の増額でございます。

11款、3項、1目、民生施設災害復旧費、児童福祉施設災害復旧事業441万8,000円の増額は、被災した保育所2園の設備等の改修に係る経費の増額でございます。

11ページをごらんください。

11款、4項、文教施設災害復旧費において、合わせて1億2,016万5,000円の増額は、1目、公立学校施設災害復旧費、小学校施設災害復旧事業で、国庫負担対象となる小学校2校の改修経費5,880万6,000円、中学校施設災害復旧事業で、同じく国庫負担対象となる中学校2校の改修に係る経費4,626万5,000円の増額です。

2目、社会教育施設災害復旧費、社会教育施設災害復旧事業で、被災した施設2カ所の改修に係る経費1,196万2,000円の増額です。

3目、保健体育施設災害復旧費、体育施設災害復旧事業で、被災した体育館1施設の改修に係る経費313万2,000円の増額でございます。

11ページ下段から12ページをごらんください。

11款、5項、その他公共施設、公用施設災害復旧費において、合わせて5,782万1,000円の増額は、1目、総務施設災害復旧費、庁舎災害復旧事業で、被災した南別館屋上の改修経費248万7,000円、地域情報通信基盤災害復旧事業で、山間地域に設置している光ケーブル設備の復旧に係る経費4,106万3,000円の増額でございます。

2目、農林業施設災害復旧費、森林公園災害復旧事業で、被災したハイランドパーク粉河の改修に係る経費1,063万8,000円の増額です。

3目、消防施設災害復旧費、消防施設災害復旧事業で、被災した排水機場1施設の改修に係る経費363万3,000円の増額でございます。

最後に、13款、1項、1目、予備費において5,000万円を増額させていただきました。台風21号では、暴風による倒木被害が多発し、ライフラインの確保・復旧を図るため、特に迅速な対応が必要であった倒木処理や施設復帰の対応に要した費用、約3,000万円は、予備費需要により対応を図った結果、当初予算においてお認めいただいた予備費5,000万円も残額が約200万円となったことから、今後の万が一の災害対応などに備え、今回5,000万円の増額をさせていただきました。

以上が、平成30年度一般会計補正予算（第4号）の主な内容でございます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 続きまして、議案書3ページ、報告第9号 専

決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

4ページの専決処分書のとおり、平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決したもので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。専決日は、平成30年10月5日となっています。

別冊の「平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算書」の7ページをお願いします。

平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めることによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ569万7,000円とするものでございます。別冊の補正予算に関する説明書をごらんください。

3ページの歳入でございますが、2款、1項、1目、基金繰入金、財政調整基金繰入金89万7,000円を増額し、4ページの歳出では、1款、1項、2目、財産管理費、財産管理事業、13節、委託料、倒木処理委託料89万7,000円を増額してございます。

この補正は、台風21号の風雨により、池田財産区内の山林の崩壊等があり、神通温泉施設の湯元に木々等が散乱し、電線にも被害が出ました。神通温泉の営業への影響を最小限に食い止め早期に復旧しなければならず、専決処分としたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第134号 教育委員会委員の任命について、補足説明をさせていただきます。

議案書5ページをお願いします。

記といたしまして、住所、紀の川市西野山792番地、氏名、森岡一郎<sup>もりおかいちろう</sup>、昭和19年8月23日生まれでございます。

提案理由といたしましては、森岡一郎君を紀の川市教育委員会委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案資料の1ページに、略歴を掲載しておりますので、御高覧ください。任期につきましては、平成31年1月28日から4年間となっております。

以上、御審議の上、よろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 続きまして、議案第135号 長田竜門財産区管理委員の選任について、御説明申し上げます。

議案書6ページをお願いします。

議案第135号の長田竜門財産区管理委員の選任についての議案につきましては、長田



竜門財産区管理委員に欠員が生じたことに伴い、紀の川市財産区管理会条例第3条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

委員の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

住所、紀の川風市359番地6、氏名、井上雅夫、<sup>いのうえまさお</sup>昭和29年9月23日生まれ。

以上、議案第135号について、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、前任者の平成32年3月31日までの残任期間となっております。また、主な職歴等につきましては、別冊議案資料の2ページに記載しておりますので、ごらんおき願いたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案第136号 工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

平成30年11月6日、紀の川市財務規則第108条第2項の規定に基づき、条件付一般競争入札に付した粉河クリーンセンター施設解体工事につきまして、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的は、粉河クリーンセンター施設解体工事でございます。2、契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、3、契約の金額は、金1億5,076万8,000円。4、契約の相手方は、和歌山県有田郡有田川町小島313番地9、ケイズ・平成建機特定建設工事共同企業体、株式会社ケイズ、代表取締役 <sup>きたはたたくゆき</sup>北畑貴行でございます。

提案理由といたしまして、平成30年度一般会計当初予算で議決を得ました粉河クリーンセンター施設解体工事について、11月6日、紀の川市本庁舎5階501会議室において、3社による条件付一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約締結の議決を求めるものでございます。

なお、入札結果一覧及び工事配置図につきましては、別冊議案資料の3ページ及び4ページに掲載してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） 続きまして、私のほうから、議案第137号 工事請負契約の締結について、補足説明をさせていただきます。

議案書8ページをお願いします。

本件に係る提案理由といたしましては、平成30年度一般会計当初予算で議決をいただいている粉河ふるさとセンター調光設備改修工事について、先般、11月6日、紀の川市役所本庁舎5階501会議室において、6社による条件付一般競争入札を行い、その結果、御高覧いただいている議案書記載のとおり、契約金額は1億5,596万3,880円、

契約の相手方は、和歌山県紀の川市粉河410-7、大西電設株式会社、代表取締役  
大西真司おおにしんじとなりましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する  
条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

なお、本件に係る資料といたしまして、別冊の5ページから6ページに添付してござい  
ますので、御高覧ください。

以上、御審議の上、よろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） 議案書9ページをごらんください。

議案第138号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ  
いて、補足説明させていただきます。

本条例は、平成30年8月10日の人事院勧告に基づき、平成30年11月6日に閣議  
決定されたことにより、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案書10ページをごらんください。

まず、第1条及び議案書22ページの第2条につきましては、紀の川市職員の給与に関  
する条例の一部改正でございます。

第1条の第26条第2項第1号は、平成30年12月の勤勉手当の支給率を100分の  
90から100分の95へ改めるもので、同項第2号は、再任用職員の平成30年12月  
の勤勉手当の支給率を100分の42.5から100分の47.5に改めるものでござい  
ます。

また、第1条で、11ページからの別表第1及び16ページからの別表第2の改正につ  
きましては、給料表を平均0.2%増額改定するものでございます。

22ページをお開きください。

第2条は、期末手当及び勤勉手当の平成31年からの6月と12月の支給率を振り分け  
るもので、第25条第2項は、期末手当の支給率を6月100分の122.5、12月1  
00分の137.5から、6月、12月ともに100分の130に改めるものであり、同  
条第3項は、再任用職員に対する期末手当の支給率を6月100分の65、12月100  
分の80から、6月、12月ともに100分の72.5に改めるものでございます。

23ページの第26条第2項第1号は、勤勉手当の支給率を6月100分の90、12  
月100分の95から、6月、12月ともに100分の92.5に改めるものであり、同  
条第2項は、再任用職員に対する勤勉手当の支給率を6月100分の42.5、12月1  
00分の47.5から、6月、12月ともに100分の45に改めるものでございます。

続きまして、1番からの第3条及び次のページの第4条の改正につきましては、紀の川  
市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。

24ページの第3条の第2条第5項は、市長等の平成30年12月の期末手当の支給率  
を100分の175から100分の180に改めるものでございます。

次の第4条の第2条第5項は、市長等の期末手当の支給率を6月100分の155、1

2月100分の180から、6月、12月ともに100分の167.5に改めるものでございます。

続きまして、25ページの第5条及び次のページの第6条の改正につきましては、紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

まず、第5条の第7条第5項は、特定任期付職員の平成30年12月の期末手当の支給率を100分の165から100分の170に改めるものでございます。

また、別表第1、次の別表第2は、人事院勧告に基づいて改めるものでございます。

26ページの第6条の第7条第5項は、特定任期付職員の期末手当の支給率を6月100分の150、12月100分の170から、6月、12月ともに100分の160に改めるものでございます。

続きまして、27ページの第7条及び次のページの第8条の改正につきましては、紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

まず、第7条第2項は、議会議員の平成30年12月の期末手当の支給率を100分の227.5から100分の232.5に改めるものでございます。

28ページの第8条の第7条第2項は、議会議員の期末手当の支給率を6月100分の212.5、12月100分の232.5から、6月、12月ともに100分の222.5に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は、第1条、第3条、第5条、第7条につきましては、公布の日から施行し、第2条、第4条、第6条、第8条は、平成31年4月1日から施行するものと規定してございます。

第2項では、第1条、第3条、第5条、第7条につきましては、平成30年4月1日に適用するものと規定してございます。

第3項は、既に支払った給与をこの条例の内払いとみなすものとする規定してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、続きまして、私のほうから、議案第139号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書30ページになります。

提案理由といたしましては、使用料の見直し等に伴い、一部改正を行うもので、これまで貴志川地域のコミュニティセンターについては、紀の川市コミュニティ施設条例、また桃山地域のコミュニティセンターについては、紀の川市ふれあいコミュニティセンター条例のもと使用料にも差異がある中で、それぞれの条例による運営管理をしてまいりましたが、平成31年度から一つに統合し、全てのコミュニティセンターを本条例に基づく運営管理にするものであります。

31ページから32ページにかけての新旧対照表をごらんください。

まず、第2条につきましては、条例の統合に伴い、名称、位置等の追加を。

また、第15条につきましては、全コミュニティセンターを教育委員会所管施設とすること等から、管理に関する詳細な規定は教育委員会規則で定めるとするものです。

さらには、使用料に関することですが、別表第12条関係ということで、条例の統合に伴うその名称と使用料を追加するものでございます。

最後に、32ページになりますが、附則としまして、使用料の見直しということにもなりますので、ある程度の周知期間が必要であると考え、この条例は平成31年4月1日から施行するものとし、また一つに統合するというので、紀の川市ふれあいコミュニティセンター条例は廃止するものであります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前10時55分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を行います。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） 議案書33ページをお願いいたします。

議案第140号 紀の川市斎場条例の廃止について、御説明申し上げます。

本条例で設置及び管理に関し、必要な事項を定めております那賀斎場につきましては、このたび地元関係区民への説明を行い、平成30年度末で廃止させていただくこととしたため、議案書34ページ、紀の川市斎場条例を廃止する条例のとおり、紀の川市斎場条例は廃止とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 議案書の35ページをごらんください。

議案第141号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

表題に、「平成30年度補正予算書」と書いている別冊で、平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億321万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310億9,385万4,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正に係る規定でございます。

第3条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、市債をそれぞれ増額、減額しております。

3ページ、4ページの歳出では、各費目ごとに事業執行上、急を要する事業及び過不足の調整について補正措置を行っております。

5ページをごらんください。

第2表 債務負担行為補正として、3件の追加、1件の変更を行うものでございます。

追加は、青州の里管理運営委託、ハイランドパーク粉河管理運営委託、細野溪流キャンプ場所管理運営委託の3件で、それぞれ指定管理者制度による管理運営に係る期間と限度額を定めるものでございます。

変更の粉河クリーンセンター解体整備工事につきましては、工事発注時期のおくれから来年度の負担割合により、限度額を増額補正するものでございます。

6ページ、7ページをごらんください。

第3表、地方債補正として、河川整備事業を1件追加し、変更として水道事業会計出資金、清掃施設整備事業、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業の限度額をそれぞれ増額、減額しております。

続いて、別冊の平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

14款、1項、1目、民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費負担金2,498万8,000円の増額、同じく、下段の15款、1項、1目、民生費県負担金、子どものための教育・保育給付費負担金1,158万8,000円の増額は、子ども・子育て支援法に定める公定価格の改定や入所児童の実績に伴い、私立保育園運営委託料などに係る負担金の増額でございます。

3ページ中段に戻りまして、14款、2項、6目、教育費国庫補助金、2節、小学校費補助金、3節、中学校費補助金、合わせて1,376万5,000円の増額は、大阪北部地震によるブロック塀の倒壊対策や酷暑による熱中症対策として、学校施設の空調整備を対象とした臨時特例交付金です。市として、先行して取り組んだ小学校4校、中学校4校のブロック塀の改修及び小学校1校、中学校1校の空調整備に係る増額でございます。

4ページ上段をごらんください。

15款、2項、4目、農林業費県補助金、農業費補助金3億9,300万円の増額は、台風21号で被災した農業用施設の復旧支援費3億8,300万円、農業水路施設の長寿命化、防災減災の図るための1,000万円の増額でございます。

20款、4項、1目、雑入では、一部事務組合負担金前年度精算金1,005万1,0

00円の増額でございます。

4ページ下段から5ページの21款、1項、市債では、3目、衛生債で6,260万円の減額。5目、土木債で420万円の増額、7目、教育債で310万円の増額でございます。

続いて、歳出について、人件費及び国県支出金返還金を除く主な事業について、御説明申し上げます。

10ページ中段をごらんください。

3款、1項、4目、国民年金費、国民年金受付事業118万8,000円の増額は、法改正に伴い、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度による国民年金システム改修に係る経費の増額でございます。

12ページをごらんください。

3款、1項、9目、老人福祉費、地域見守り事業37万2,000円の増額は、県100%補助の採択を受け、地域見守り協力員による見守り活動において必要な経費の増額でございます。

14ページ下段をごらんください。

3款、2項、6目、保育所費、教育保育施設入所管理事業591万6,000円の増額は、市外の教育・保育施設に入所している児童の増加に伴い、広域入所委託に係る経費の増額でございます。

15ページ上段をごらんください。

同じく、3款、2項、6目、保育所費、子どものための教育・保育給付事業5,289万7,000円の増額は、子ども・子育て支援法に定める公定価格の改定及び入所児童の増減に伴い、私立保育園運営委託料、地域型保育給付費などに係る経費の増額でございます。

17ページ下段をごらんください。

4款、2項、2目、塵芥処理費、一般廃棄物処理施設解体整備事業6,710万円の減額は、債務負担行為額の変更に伴う今年度の負担割合による減額でございます。

19ページ中段をごらんください。

6款、1項、3目、農業振興費、農業経営基盤強化促進事業は、台風21号により被害を受けた農業用施設の復旧を行う農業者に対し、復旧費用の一部を補助するために必要な経費3億8,300万円、またモモせん孔細菌病対策事業は、台風20号・21号により被害を受けた暴風ネットの補修等を行う桃生産者に対し、復旧費用の一部を補助するために必要な経費600万円の増額でございます。

20ページ上段をごらんください。

6款、1項、5目、農地費、農業水路等長寿命化防災減災事業1,000万1,000円の増額は、西脇排水機場施設の長寿命化や施設の省力化につながる機能保全計画策定に係る経費の増額でございます。

23ページ中段をごらんください。

8款、3項、1目、河川総務費、急傾斜地崩壊対策事業160万円の増額は、台風21号により発生し、台風24号で被害が拡大した崖崩れについて、県営事業により復旧される1カ所、事業費の10分の1の負担金の増額でございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） 議案書36ページ、議案第142号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書8ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,853万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊の補正予算説明書の3ページから4ページをお願いいたします。

歳入では、雑入を調整し、歳出につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整、一般会計への繰出金の減額を計上するものでございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案書37ページ、議案第143号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書11ページをお願いいたします。

平成30年度紀の川市の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,970万7,000円とするものでございます。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

14ページをお願いします。

第2表、債務負担行為の事項は、国民健康保険直営鞆淵診療所管理運営委託、期間は平成31年度から平成35年度の5年間、限度額は1億720万円とするものでございます。

別冊の補正予算（第1号）に関する説明書、3ページ、歳入をお願いいたします。

3款、1項、1目、繰入金、1節の一般会計繰入金で、人件費増額に伴う補填として7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

4ページ、歳出をお願いいたします。

1款、1項、1目の一般管理費、人件費において、人事院勧告による職員給与の調整により、7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議案書の38ページ、議案第144号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の15ページから17ページになります。

平成30年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ69億7,308万3,000円と定めるところの補正予算です。

補正の内容については、別冊の「平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算（第2号）」に関する説明書1ページから4ページになります。

先に、4ページの歳出をお願いします。

歳出については、4款、3項、1目、包括的支援事業費の人件費について、人事院勧告に伴う増として、46万3,000円の増額補正をするものです。

次に、3ページに戻っていただいて、歳入ですが、歳出の人件費の増額分46万3,000円に対して、3款、国庫支出金で国38.5%の17万8,000円、5款、県出金で、県19.25%の8万9,000円、7款、繰入金で、市19.25%の8万9,000円と事務費繰り入れ分10万7,000円をそれぞれ補正するものです。

以上、議案第144号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の説明です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（登壇） 続きまして、議案書の39ページをごらんください。

議案第145号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の18ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ33万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億7,169万4,000円に補正をお願いするものでございます。

次の19ページをごらんください。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

歳入については、6款、繰入金、1項、一般会計繰入金を。

次の20ページの歳出においては、1款、総務費、1項、総務管理費、2款、事業費、1項、事業費の補正を計上しております。

補正の詳細につきましては、別冊の「紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2



号）」に関する説明書の3ページから5ページをごらんください。

内容は、歳入においては、一般会計繰入金の調整。歳出では、人事院勧告に基づく人件費の調整による補正を行うものでございます。

議案第145号については、以上でございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、議案書40ページの議案第146号平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

別冊の補正予算書21ページをお願いします。

平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ53万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ442万2,000円とするものでございます。

続きまして、別冊の「平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第2号）」に関する説明書3ページをお願いします。

歳入におきまして、2款、1項、1目、基金繰入金、財政調整基金繰入金53万9,000円を繰り入れ、4ページ歳出におきまして、1款、1項、2目、財産管理費、財産管理事業、19節、負担金補助金及び交付金におきまして、地域活動事業補助金53万9,000円を計上するものでございます。

内容は、下井阪自治区から倒壊のおそれがある下井阪会館のコンクリートブロック塀を撤去するに要する費用の補助、また高野自治区から台風20号・21号により、区の管理施設に多数の大木が倒れたため、大木の撤去に要する費用の補助に予算措置をしたものでございます。

以上が、補正予算の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（登壇） 続きまして、議案第147号から議案第148号までの2議案について、御説明申し上げます。

まず、議案書の41ページ、議案第147号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の24ページをごらんください。

第2条では、収益的支出の補正を計上しております。

支出につきましては、1款、水道事業費用で37万3,000円を増額。内訳は、営業費用で37万3,000円を増額を行うものでございます。

補正の詳細につきましては、別冊の「紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）」に関する説明書の1ページをごらんください。

収益的支出では、人事院勧告に基づく人件費の調整による補正を行うものでございます。次に、2ページの資本的収入では、災害対策事業として国の補助を受けて行う水道管路耐震化に係る経費の一部について、企業債と一般会計出資金の財源調整による補正を行うものでございます。

次に、3ページの資本的支出では、人事院勧告に基づく人件費の調整を行うものでございます。

水道事業会計補正予算（第2号）については、以上でございます。

続きまして、議案書の42ページ、議案第148号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の26ページをごらんください。

第2条で、収益的支出の補正を計上しております。

支出につきましては、1款、工業用水道事業費用で8,000円を増額。内訳は、営業費用で8,000円を増額を行うものでございます。

補正の詳細につきましては、別冊の「紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）」に関する説明書の1ページをごらんください。

収益的支出では、人事院勧告に基づく人件費の調整による補正を行うものでございます。

工業用水道事業会計補正予算（第2号）については、以上でございます。

以上、2議案について御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案書43ページ、議案第149号 指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所の財政上の運営改善を図り、僻地診療の拠点として存続させるため、管理運営を行う医療法人を公募の上、平成30年10月23日開催の第3回紀の川市国民健康保険直営診療施設指定管理者選定委員会において、選定しました医療法人を指定管理者に指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

記、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地は、名称、紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所、所在地、紀の川市中鞆淵911番地。2、指定管理者となる団体の名称、住所及び代表者名は、名称、社会医療法人 <sup>みくるまかい</sup>三車会、住所、紀の川市貴志川町丸栖1423番地3、代表者名、理事長 <sup>との おもひひろ</sup>殿尾守弘。3、指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ここで、議事日程を訂正いたします。

議案第154号について、指定管理者の指定について、「細野溪流キャンプ場」としてありますが、正しくは、「紀の川市細野溪流キャンプ場」ですので、おわびして訂正いたします。

引き続き、補足説明を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、議案第150号から議案第155号までの指定管理者の指定についての6議案につきまして、御説明いたします。

議案書の44ページから49ページをお開きください。

議案本6議案につきましては、提案理由が同じでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

44ページの議案第150号につきましては、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市青洲の里、所在地は、紀の川市西野山473番地です。2、指定管理者となる団体の名称は、一般財団法人青洲の里、住所は、紀の川市西野山473番地、代表者名は、代表理事 城口 豊じょうぐち ゆたかです。3、指定の期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間です。

45ページをお願いします。

議案第151号につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、ハイランドパーク粉河、所在地は、紀の川市中津川802番地です。2、指定管理者となる団体の名称は、鎌垣財産区、住所は、紀の川市西大井338番地、代表者名は、管理者 紀の川市長 中村慎司なかむらしんじ君です。3、指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

46ページをお願いします。

議案第152号につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市農村交流施設（通称 那賀ふれあい市場）、所在地は、紀の川市切畑1273番地9です。2、指定管理者となる団体の名称は、紀の里農業協同組合、住所は、紀の川市上野12番地5、代表者名は、代表理事組合長 高田哲男よしだてつおです。

3、指定の期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間です。

47ページをお願いします。

議案第153号につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市桃山産業振興館（通称 桃山特産センター）、住所は、紀の川市桃山町市場404番地4です。2、指定管理者となる団体の名称は、紀の里農業協同組合、住所は、紀の川市上野12番地5、代表者名は、代表理事組合長 高田哲男よしだてつおです。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

48ページをお願いします。

議案第154号につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市細野溪流キャンプ場、所在地は、紀の川市桃山町垣内258番地1です。2、指定管理者となる団体の名称は、細野溪流キャンプ場管理組合、住所、紀の川市桃山町垣内258番地1、代表者名は、組合長 奥垣内憲章おくがいと のりあきです。3、指定の期間は、平成31年

4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

49ページをお願いします。

議案第155号につきましては、1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市ふるさと産物展示場（通称 貴志川観光物産センター）、所在地、紀の川市貴志川町前田135番地1です。2、指定管理者となる団体の名称は、紀の里農業協同組合、住所は、紀の川市上野12番地5、代表者名は、代表理事組合長 高田<sup>よしだてつお</sup>哲男です。3、指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

以上、6議案につきまして、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） それでは、議案第156号、議案第157号、2議案について御説明申し上げます。

まず、議案書50ページをごらん願います。

議案第156号 紀の川市道路線の認定については、寄附により取得した開発道路を市道路線とするものでございます。

認定路線につきまして、整理番号1番から5番で、路線名及び起終点を記載してございます。

次に、議案書51ページをごらん願います。

議案第157号 紀の川市道路線の認定については、既存道路を市道路線とするものでございます。

認定路線について、整理番号6番で、路線名及び起終点を記載してございます。

なお、別冊の議案資料として、7ページから12ページにそれぞれ位置図を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、議案第134号 教育委員会委員の任命について及び議案第135号 長田竜門財産区管理委員の選任についての計2件につきましては、人事に関する案件でありますので、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第134号及び議案第135号の計2件につきましては、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、まず、議案第134号 教育委員会委員の任命について、質疑、討論、採決

を行います。

これより、議案第134号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第134号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議案第134号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第134号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第134号は、同意することに決しました。

続きまして、議案第135号 長田竜門財産区管理委員の選任について、質疑、討論、採決を行います。

これより、議案第135号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第135号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

次に、議案第135号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第135号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第135号は、同意することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次会は、12月4日、火曜日、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時38分）